

税理士による無料申告相談

申告書作成会場の開設期間以前に、以下の日程で「税理士による無料申告相談」を実施します、**確定申告書**を作成できますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	対象者	時間
2月3日(月)	一宮町保健センター	一宮町一宮2461	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者	【受付】 午前9時から 午後3時まで 【相談】 午前9時30分から 午後4時まで
2月4日(火)	いすみ市岬公民館	いすみ市岬町長者22		
2月5日(水)	御宿町役場	御宿町須賀1522		
2月6日(木)	睦沢町役場	睦沢町下之郷1650-1		
2月7日(金)	勝浦市役所	勝浦市新官1343-1		
2月12日(水)	いすみ市役所 大原庁舎	いすみ市大原7400-1		
2月13日(木)	大多喜町保健センター	大多喜町大多喜93		

※ 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

※ 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「**入場整理券**」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前に「医療費の明細書」を作成してご持参ください。

【問合せ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。